



Progress～進歩～

一期一会

26年1月号(広告)
2014年1月1日発行
三宅孝治 (中国税理士会 倉敷支部会員)
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第80号
発行担当者: 原田 崇徳

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

税理士 経営学修士(MBA)三宅孝治

旧年中は、格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様、昨年は、どのような年でしたでしょうか？昨年9月には、2020年のオリンピックも東京に決まったことで、日本国中が明るい空気に包まれています。また、アベノミクス効果もあり、景気が少し回復しているとも言われ、価格よりも価値あるものを買いたい傾向にあるようです。景気の「氣」は気持ちの「氣」と言われます。そのように考えてみますと、「氣」の持ちようが物事の結果(会社の経営)を大きく左右すると思います。「まだまだ行ける」「これからこれから」など、明るく前向きな考えの中で、新しい製品や新しいサービスの提供が可能になると思います。ポジティブに考えて行動し、その結果をもとに更に考えて行動することで、必ず、道は開けるのだと信じています。共に「氣」を意識して、より良い経営をしてゆきましょう。私たちは、お客様が、安心して経営をして頂けるように、全力でご支援申し上げます。

皆様方が、本年も良い年になりますよう心よりお祈り申し上げます。

<事務所スタッフからお客様へ>

今年は馬年。「馬力がある」という言葉や、「跳躍力がある」、「粘り強い」などの動きから、馬には、力強いイメージがあるかと思います。私もコツコツ積み重ねて強いイメージに近づきたいです。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。
三宅佐知子

馬の目は横長で、その視野は350度にも及びそうです。私の「目」自体の視野は広くはありませんが、人間としての視野を広げ、『馬齢を重ねる』ことのないよう努力いたします。
本年もどうぞ御願ひくださいませ。
岡本清美

幼い頃背伸びをして届いていた場所が、気がつけば、いつのまにか目線と同じ高さでした。昨年流行しました「あまちゃん」。仕事で「甘ちゃん」にならないよう、頼れる男を目指します。
田村和輝

「大人の女性」を目指して何年か経ちますが、まだまだ自分の理想とする女性像には近づけておらず、周りの方に頼るばかりの毎日です。少しでもお力になれる様、努めてまいります。
高木麻衣

巳をもって人の温かさを感じた巳年から、午年は人に恩返しできる人間に成長するため、年男として駆け上がるよう努力して参りますのでご指導の程、宜しくお願ひ致します。
原田崇徳

私事ながら、昨年入籍致しました。今まで非常に多くの人に支えられて生きてきたことを実感した一年でした。これから家庭を持つ身として、社会で果たすべき責任も大きくなりますが、今までの御恩を少しでも多くお返しできるよう、仕事でもプライベートでも「できる男」を目指します。
鳥越俊佑

最近周り方が言って下さった言葉で心に残っている言葉が「昔から変わらないよね」です。見た目を言うてくださると思えば嬉しいのですが、実は・・・と考えると、なかなかちょっと複雑な気持ちです。今度は、いい意味で変わったねと言って頂けるように、一杯頑張ってお参りますので、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。
山本武史

昨年は二十歳を迎え、大きな節目となる年でした。お仕事に私生活に、忙しくも充実した毎日を送っています。憧れだった二十代。「今」を大切に、「今」にしかできない経験を積み重ねながら、素敵な女性に成長できたらと思います。本年も全力で駆け抜けて行きます。どうぞよろしくお願ひ致します。
寺田早織

今年のテーマは「感謝」
お客様に恵まれ、上司・同僚に恵まれ、いつも皆様に支えられている日々感謝しております。今年はより深く感謝の気持ちを持ちながら、皆様のお役に立てますよう努力してまいりたいと思っております。至らない点もあるかと思いますが、本年もどうぞ宜しくお願ひ致します。
山崎亜紀



平成26年度税制改正大綱



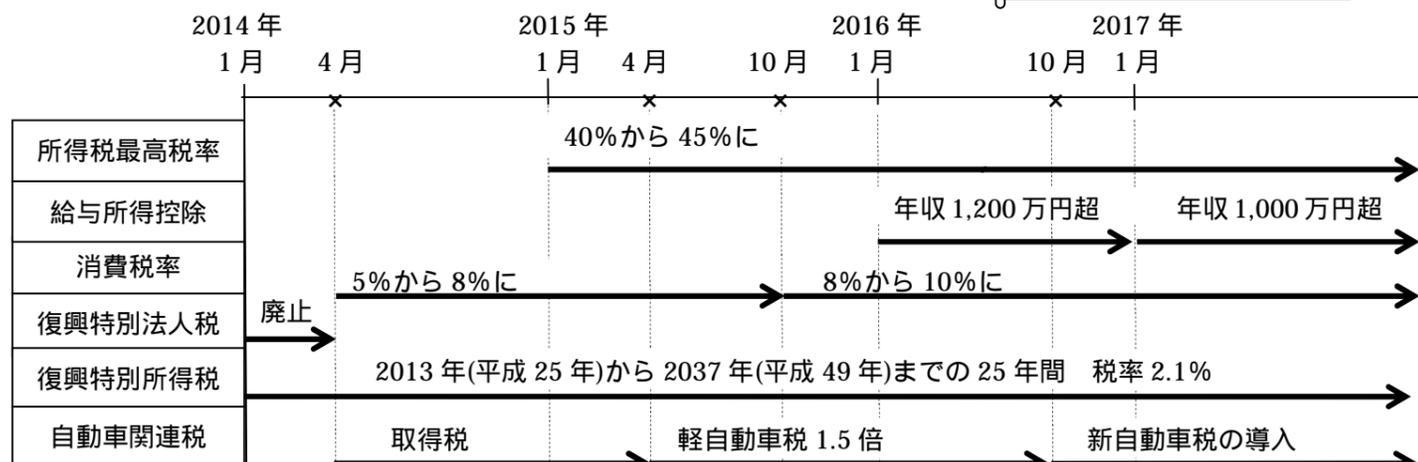
昨年12月24日に閣議決定された平成26年度税制改正大綱について、主なものの概要を紹介します。政府が国会に提出する税制改正法案の元になりますので、決定事項ではございません。

税目	内容	負担増減	税収の増減
所得税	2016年から年収1,200万円超を対象に会社員の給与と所得控除が縮小します。	増	500億円
	2017年以降は年収1,000万円超を対象に会社員の給与と所得控除が縮小します。		1,100億円
消費税	必要な財源を確保しつつ、国民の理解を得た上で税率10%時に導入。対象品目や具体的な安定財源など詳細な内容を検討し、2014年12月までに結論を得るそうです。		
	中小企業向けの消費税簡易課税制度の見直しを行います。		
法人税	復興特別法人税を今年度限りで終了。一年前倒しとなります。	減	- 8,000億円
	大企業の交際費の半額が非課税になります。 法人住民税のうち約6,000億円を国税化して再配布します。	減	- 650億円
自動車関連税	2015年4月以降に購入する新車に限り軽自動車税が1.5倍に増税されます。	増	300億円
	取得税、2014年4月から5% 3% (軽自動車3% 2%) 消費税10%時に取得税が廃止されます。	減	- 900億円 廃止後 - 1,900億円
	2014年4月から車の重量に応じて車検時に課税される重量税で新車登録から13年超の旧型車は増税されます。	増	150億円
	2014年4月から環境性能の高いエコカーは2回目車検時の重量税を免税します。 2016年10月から環境性能を加味した新自動車税を導入します。	減 増	- 150億円 1,000億円程度

税収の増減収は国・地方の合計。増減税が一年間続いた場合の金額です。

・2014年度税制改正大綱までに決まった負担増減と主なスケジュール

増税 減税 継続



<1月のカレンダー>

10	金	*源泉所得税(12月分)の納付期限
16	木	* 経営利益計画書作成セミナー: Vision
20	月	*源泉所得税(7~12月分)の納付期限 (納期特例届出書提出者)
31	金	*11月決算法人の確定申告期限: 納付期限
		*12月分の社会保険料の納付期限
		*5月決算法人の中間申告: 納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の2・5・8月決算法人)
		*源泉徴収票の交付及び提出期限
		*法定調書の提出期限
		*給与支払報告書の提出期限
		*固定資産税の償却資産申告書の提出期限
		*個人住民税第4期分の納付期限

<Vision>



毎月開催中の経営利益計画書作成セミナー

「Vision」の日程は次の通りとなっております。本年最初の開催日は1月16日となっております。この機会に法人の方も個人事業主の方も、今年一年の計画を立てる良い場となると思いますので、今まで参加された事のない方！ぜひお気軽にご参加下さい。

開催日	対象者	申込期間
1月16日 (木)	11・12・1・2月決算法人様・ 個人事業主様	1月10日 (金)
2月6日 (木)	12・1・2・3月決算法人様・ 個人事業主様	1月31日 (金)
3月20日 (木)	1・2・3・4月決算法人様・ 個人事業主様	3月14日 (金)